

大分大学理工学部学術情報・広報委員会細則

平成29年4月1日制定

平成29理工学部細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部の組織に関する規程（平成29年理工学部規程第4号）第7条の規定により、大分大学理工学部（以下「本学部」という。）に設置する大分大学理工学部学術情報・広報委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各項に掲げる事項について企画及び審議し、並びに必要な業務を行う。

(1) 学術情報に関する次に掲げる事項

- ア 学術情報の整備，有効利用及び将来計画等に関すること。
- イ 電子計算機の整備，有効利用及び将来計画等に関すること。
- ウ 情報処理に関すること。
- エ 大分大学学術情報拠点との連絡及び協議に関すること。
- オ その他委員長が必要と認める学術情報に係る事項

(2) 広報に関する次に掲げる事項

- ア 広報活動の充実及び推進に係る基本方針に関すること。
- イ 広報誌の編集及び発行に関すること。
- ウ ホームページの作成，維持及び管理に関すること。
- エ 広報につながる各種イベントの開催に関すること。
- オ マスメディアへの情報提供及び報道依頼に関すること。
- カ その他委員長が必要と認める広報に係る事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学術情報・広報委員長（以下「委員長」という。）
- (2) プログラムの教員 各1人
- (3) 研究クラスターの教員 各1人
- (4) その他学部長が必要と認める者

2 前項各号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会に、学術情報又は広報に関する特定の事項を検討するため、専門委員会をおくことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年理工学部細則第9号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。